

## 10 ヤングケアラー〔指導資料〕

厚生労働省は文部科学省と連携し、ヤングケアラーと思われる子どもの実態をより正確に把握するため調査研究を行い、令和3年3月にその結果を公表しました。ヤングケアラーとは「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」を指します。今、世話をしている親やきょうだいがいなくても、いつヤングケアラーとなるかわかりません。

ヤングケアラーは、家事や家族をケアすることを家族の問題として若いころから抱え、それが苦しみと覚えることもできず、誰かに訴えたり、支援を求めたりせずにいる場合が多く、学校からは見えにくいものです。しかし、介護等により学習が遅れたり、行事等に参加できなかったり、進路選択の際には相談が満足にできず、自らの希望を生かすことができないなどの課題があります。

こうしたことから学校においては、ヤングケアラーについて理解し、生徒の小さなサインにも気づき、思いやりの気持ちをもった適切な言葉かけにより、孤立させず、希望をもって学校生活ができるように支援することが重要です。

### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

国は、ヤングケアラーに対する施策をとりまとめ、令和3年5月17日に次の内容を発表しました。

### 1 早期発見・把握

福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等への研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらう。

### 2 支援策の推進

悩み相談支援

関係機関連携支援

教育現場への支援

適切な福祉サービス等の運用の検討

幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援

### 3 社会的認知度の向上

## 国の支援策を進める上での留意点

ヤングケアラーであることは悪いことではありません。家族をケアすることが問題なのではなく、それが過度の負担となって、学校生活に支障をきたし、子どもらしい生活が送れないことが問題なのです。

### (1) 調査結果

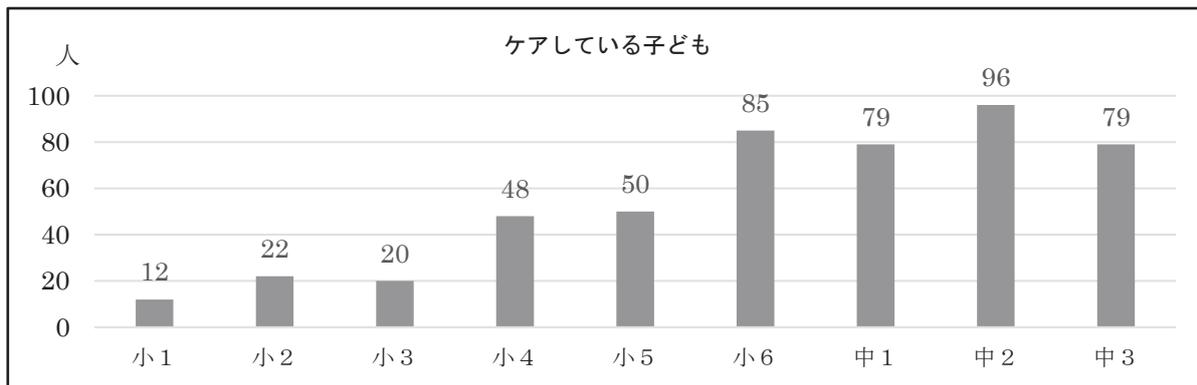
国が公表した調査結果において、世話をしている家族が「いる」と回答した人に、「世話をしているために、やりたいけれどできていないこと」を聞いた結果について中学2年生の16.0%が「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、20.1%が「自分の時間が取れない」と回答しました。さらに「睡眠が十分に取れない」、「友人と遊ぶことができない」についてもそれぞれ8.5%が回答しています。また、同様に全日制高校2年生では13.0%が「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、16.6%が「自分の時間が取れない」と回答、さらに「睡眠が十分に取れない」、「友人と遊ぶことができない」についてはともに11%を上回っています。

さらに、ヤングケアラーと自覚している生徒は、中学校2年生で1.8%、全日制高校2年生で2.3%に過ぎないと公表されており、自覚のないまま、ケアしている生徒がほとんどであることがわかります。

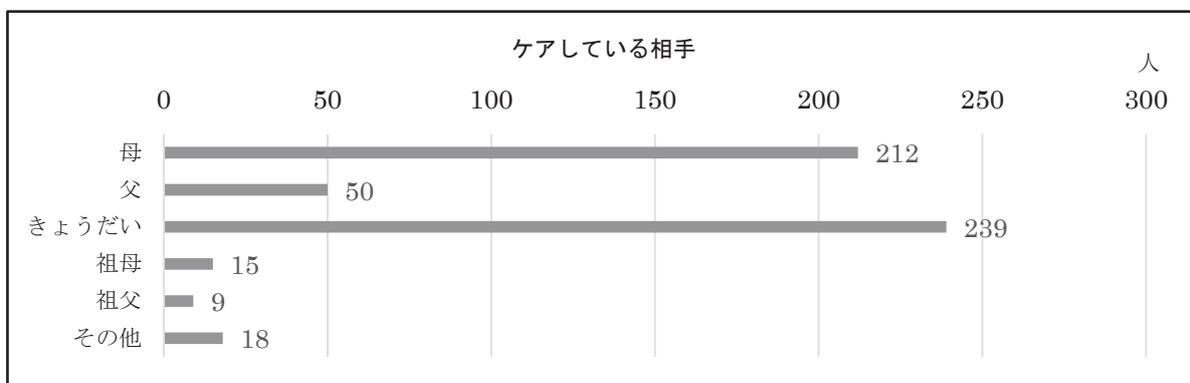
平成28年7月には藤沢市立小・中・特別支援学校の教員に対するヤングケアラー調査が行われています。本調査は、市内小学校・中学校・特別支援学校55校の教員1,812人を対象に実施され、1,098人から回答が得られたもので調査結果の一部を次に掲げます。

＜藤沢市ヤングケアラー調査 平成 28 年 7 月実施＞有効回答数 508

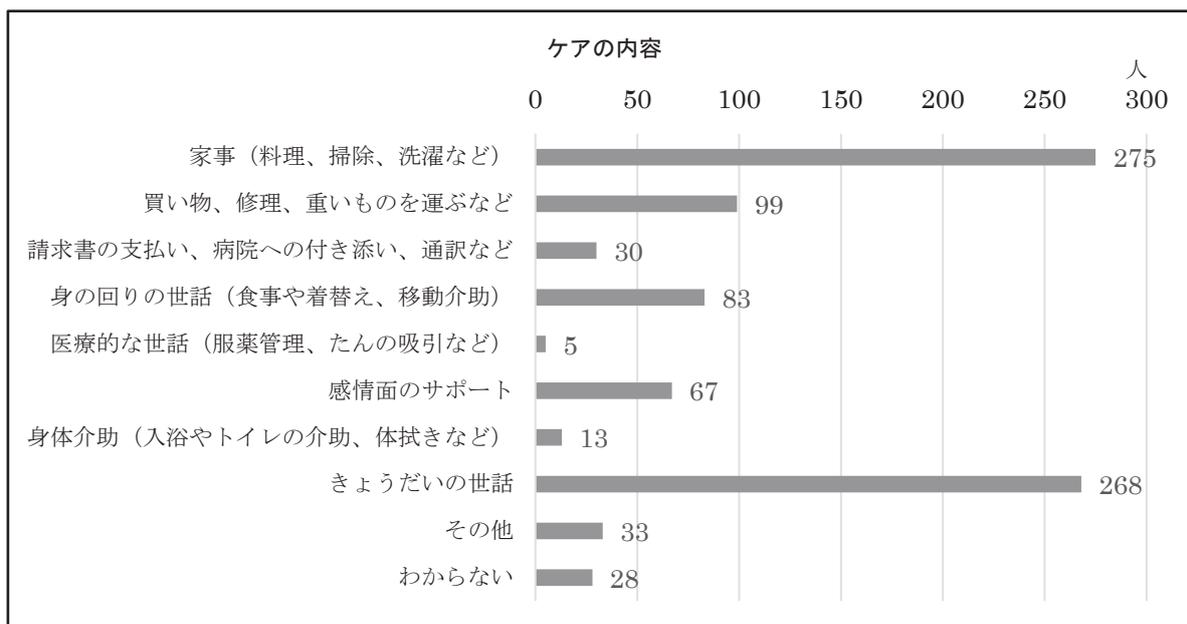
ケアをしている子どもの学年別分布



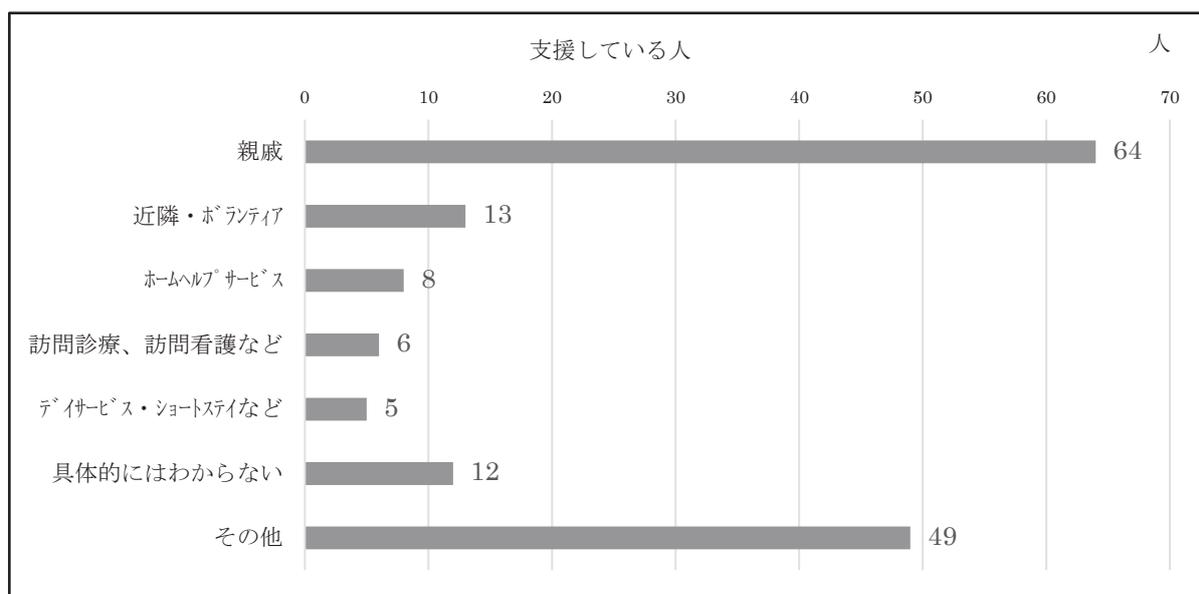
ケアしている相手の分布 複数回答あり



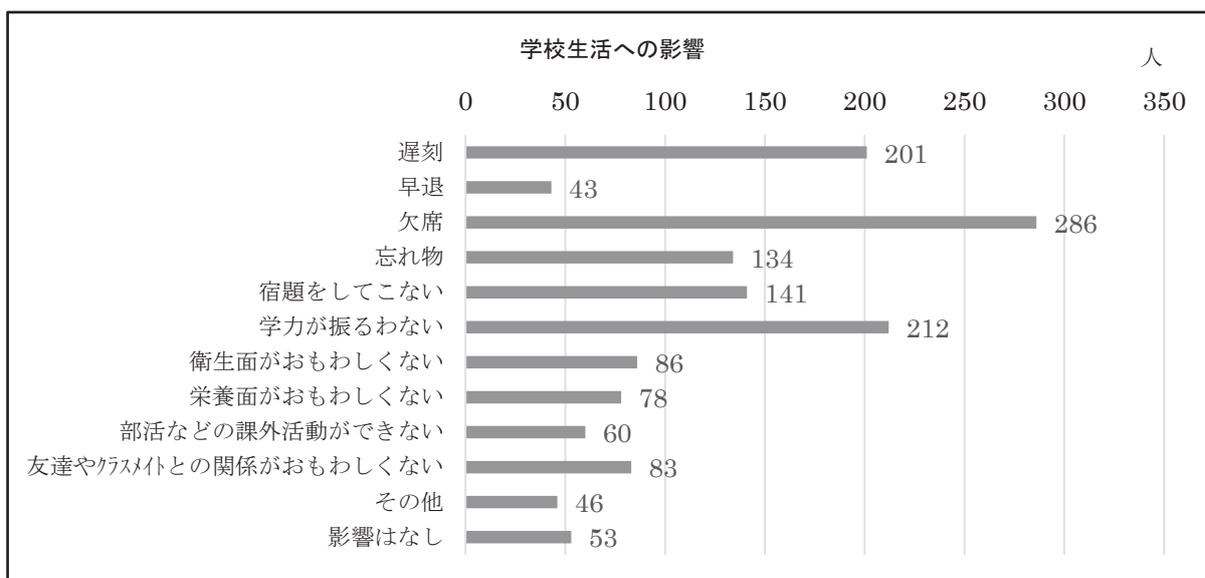
子どもがしているケアの内容の分布 複数回答あり



## 家庭を支援している人の分布 複数回答あり



## 子どもの学校生活への影響



### (2) まとめ

ヤングケアラーに対する国の調査が行われ、その結果をふまえて支援策が取りまとめられました。法整備等については、これから先になりますが、そもそもケアラーであることを認知していない児童・生徒が多く、学校生活に影響が出ていてもサインを出せていない場合が懸念されています。こうしたことから、早期発見・把握による学校や専門機関等への研修の実施が重要です。次に具体的な支援策、最後に社会的認知度の向上を置いて、広くこの問題への関心を高めることが大切です。

そこで、高校生にヤングケアラーの問題を取り上げる際にも、まず、ヤングケアラーの問題を解決すべき課題として認識するとともに、社会全体で解決しようとする実践的態度を育成する必要があります。このため、学校生活は、どのようなものであることが望ましいのか、学校生活において何を目標とするのかを明確にさせることが大切です。

### <引用文献>

- ・「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」一般社団法人日本ケアラー連盟
- ・「藤沢市 ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての調査<教員調査>報告書」  
一般社団法人 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト
- ・「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/mext\\_01458.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01458.html)
- ・「ヤングケアラーのコーナー」  
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

### 相談窓口

	窓口名	電話番号・アドレス	受付時間等
1	児童相談所	0120-189-783	24 時間 365 日
2	24 時間 子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310 または、0466-81-8111	24 時間 365 日
3	子どもの人権 110 番	0120-007-110	平日 8:30~17:15 土・日・祝日・年末年始 は休み
4	子どもと家族 の相談窓口	kodomotokazoku @jamhsw.or.jp	メールはいつでも 急ぎの場合は電話番号を 知らせてください

### 注

- 1 児童相談所は、都道府県、指定都市等が設置する機関で、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。虐待の相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けている。
- 2 子供 SOS ダイヤルは、いじめやその他の子供の SOS 全般について、子供や保護者などが夜間・休日を含めて 24 時間いつでも相談できる全国共通のダイヤルである。  
(文部科学省)
- 3 子どもの人権 110 番は、「いじめ」や虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話である。(法務省)
- 4 公益社団法人 日本精神保健福祉協会による相談窓口。子どもと家族の相談窓口は、子どもに、家族にどう向き合ったらいいんだろう…。自分の気持ちとどう付き合ったらいいんだろう…。「おうちのなか」の困りごとは話してもいいのかな…。家の事に精一杯で自分の事が手につかない…。家族の事が気がかりで家を空けられない…。不安で落ち着かない毎日、誰かとつながることで乗り越えられることもある。そんなときは是非、精神保健福祉協会に相談を。